

議会改革推進会議

第2回会議 次第

日時：令和4年8月24日 午後2時～
場所：議事堂第3委員会室

1 開 会

2 協議事項

- (1) ハラスメント防止研修の実施及び相談体制の整備について
- (2) 議会における個人情報保護条例の制定について

3 報告事項

- (1) 広報編集委員会の取組状況について
- (2) IT活用検討委員会の取組状況について

4 その他

5 閉 会

<資料>

- ・資料1 ハラスメント防止研修の実施及び相談体制の整備について
- ・資料2 議会における個人情報保護条例の制定について
- ・資料3 議会広報の充実について
- ・資料4-1 議会運営におけるIT活用の検討状況等について
- ・資料4-2 オンライン委員会に係る検討事項について
- ・資料5 「議会災害時県議連絡メーリングリスト」等の送信テストの結果について
- ・資料6 第33次地方制度調査会について
(R4.7.27 全国都道府県議会議長会定例総会 報告資料1)

ハラスメント防止研修の実施及び相談体制の整備について

1 ハラスメント防止研修の実施

全国議長会が主催する議員を対象とした「ハラスメント防止研修会」に参加する。

- ① 日 時 令和 4 年 9 月 8 日（木）午後 1 時 50 分から 3 時 30 分まで
- ② 開催方法 議事堂 2 階大会議室からオンライン参加
※ 自宅等からも参加可能
- ③ 内 容 議会におけるハラスメントについて、内閣府男女共同参画局が作成した映像教材を織り交ぜながら、問題と防止について学ぶ（参考別紙）。
- ④ 講 師 三浦 まり氏（上智大学法学部教授）
- ⑤ 参加対象 全議員
※ 参加できなかった議員は、録画配信を視聴

2 相談体制の整備

先行事例を参考に、ハラスメントに係る議員からの相談体制を整備する。

（1）先行自治体の取組状況

相談先	議長が窓口（書面又は口頭）	議長が委嘱する <u>弁護士等の外部有識者（相談員）</u>	事務局職員（局長、総務課長等）
処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・議長指名の委員で構成する委員会が聞き取り等調査 ・委員会の調査や意見を踏まえて、議長が被申立人に注意、勧告などの対応措置を講ずる ・事務局は委員会の業務補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員が聞き取り等調査 ・相談員の調査や意見を踏まえて、議長が被申立人に注意、勧告などの対応措置を講ずる ・事務局は相談員の業務補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員が対応し、解決できない場合は、外部（労働局等）の相談窓口を紹介
相談対象	議員間又は議員と職員の間 に生じたハラスメントに起因する問題を対象	議員によるハラスメント又は議員若しくは議員となろうとする者に対するハラスメント（市町村議会案件を含む）	議会内におけるハラスメント
実施自治体	<u>犬山市（要綱制定）</u>	<u>福岡県（条例制定）</u>	<u>群馬県（規程なし）</u>

（2）本県での基本的な方向性

論点	考え方
① 相談先を誰にするか	<ul style="list-style-type: none"> ・議会が自ら対処し、自主的・自律的な問題解決を図る必要があるのではないか。 ・同僚議員には話しにくいのではないか。また、プライバシー保護に配慮すべきではないか。
② 相談（事実確認）後、議会としてどのように対処するか	調査結果や本人の意向を踏まえて、議会として対応すべきではないか（例えば、注意、勧告など）。
③ 相談体制の規定方法	相談窓口や調査方法、対処方法などについて何らかの規定を設ける必要があるのではないか。

ハラスメント防止研修会 開催概要

1. 開催趣旨

令和3年6月16日に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第67号）では、国及び地方公共団体は、ハラスメントの発生の防止を図るとともに、研修の実施、相談体制の整備などの施策を講ずるものとされています（第9条）。

各都道府県においては、この法律に基づく取組が始まっていますが、全国都道府県議会議長会では、こうした取組の一助として、都道府県議会議員を対象とした研修会を開催します。

2. 日時、開催方法

日 時：令和4年9月8日（木）14:00～15:30

開催方法：オンライン

※当日参加できなくても後日視聴できるよう一定期間 Youtube で録画配信を実施

参加者：都道府県議会議員（人数制限なし）

3. 研修概要

時 間	内 容
5分	あいさつ 全国都道府県議会議長会事務総長 青木 信之
85分	研修 上智大学法学部教授 三浦 まり 議会におけるハラスメントについて、内閣府の映像教材を織り交ぜながら、問題と防止について学ぶ。 ① 固定的な性別分担意識に基づく行為 女性議員に対するお茶くみの強要 ② 性的なハラスメント 本会議で質問に立った女性議員への性的なヤジ 懇親会におけるアルコールの強要、体の密着 ③ マタニティハラスメント 妊娠した議員への批判や議会出席の強要 ④ パワーハラスメント 会議における人格を否定するような罵声・恫喝

<三浦まり上智大学法学部教授 プロフィール>



慶應義塾大学法学部卒業後、カリフォルニア大学バークレー校にて博士号（政治学）取得。専門は現代日本政治論，福祉国家論，ジェンダーと政治。内閣府「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会構成員。

4. 留意事項

事前に内閣府男女共同参画局の研修動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材（令和4年4月）」を視聴してください。また、この研修動画の感想や講師（三浦まり教授）への質問を募集します（期限：8月25日（木））。視聴や入力は以下のページにアクセスしてください。

<https://sites.google.com/pref.gichokai.gr.jp/harassment/>



令和 4 年 8 月 24 日
議会事務局総務課

議会における個人情報保護条例の制定について

1 条例案の概要

条例案は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、「第 5 章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応することを基本として、全国議長会が作成した条例標準例に基づき作成

(1) 構成

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 個人情報の取扱い（第 4 条～第 16 条）
- 第 3 章 個人情報ファイルの作成・公表（第 17 条）
- 第 4 章 開示、訂正及び利用停止（第 18 条～第 44 条）
- 第 5 章 雑則（第 47 条～第 52 条）
- 第 6 章 罰則（第 53 条～第 57 条）

(2) 本県の独自規定：現行条例の保護水準を維持するために規定

- ・法律上は開示決定期限が 30 日以内であるが、本県は 15 日以内
- ・法律上は手数料を徴収するが、本県は実費相当額を徴収（手数料は無料）

(3) その他

条例の実施について必要な事項は議長が別に定める（全国議長会が素案を作成）。

2 対象となる個人情報

基本的には、議会事務局職員が、①職務上作成又は②取得した個人情報で組織的に利用する目的で保有しているものを想定し、議員が取得する個人情報は想定していない ⇒ 議員（議長）は条例（罰則）の対象外

<参考>議会が取扱う個人情報の具体例

- ・ 請願者・陳情者の氏名、住所
- ・ 傍聴者名簿の氏名、住所
- ・ 政務活動費や資産公開を閲覧する者の氏名、住所

3 今後の予定（案）

令和 4 年 9 月以降	全国議長会の素案に基づき、本県議会における規程案を作成
9 月 8 日	各会派代表者会議で条例案やパブリックコメントの実施等について検討
9 月下旬	罰則規定について、現在協議中の検察庁から回答予定
10 月以降	パブリックコメントの実施
11 月	11 月定例会で条例制定
令和 5 年 4 月	条例施行

議会広報の充実について

令和4年8月24日
議会事務局調査課

1 議会広報紙「TOYAMAジャーナル」の発行

(1) 発行日	令和4年7月11日（月）	
(2) 配布先	県内高等学校（公私立、特別支援学校含む）	約31,000部
	県内各公民館・コミュニティセンター	約6,500部
	議員配布	約5,600部
	県内市町村議会（市町村議員分含む）	約1,300部
	県内図書館	約1,200部
	都道府県議会事務局ほか、関係部局等	約400部
	合 計	約46,000部

2 議会広報紙WEB掲載の実施

(1) 業務委託先 株式会社プロジェクトタネ（本社：高岡市佐野580番地）

(2) 業務内容

① インターネットによる広告配信

ア 配信方法

動画、テキスト、バナーを活用し、富山県内在住の18歳以上の媒体のユーザーに対し、県議会ホームページの広告を配信

イ 配信期間 令和4年7月12日(火)から8月11日(木)まで

② 議会広報紙WEB掲載代行

県議会ホームページに議会広報紙「TOYAMAジャーナル」をデジタルブック形式で掲載

③ WEBアンケートの実施

ア 実施方法 アンケート回答用WEB画面の制作及び運営

イ 実施期間 令和4年7月12日(火)から9月30日(金)まで

3 主権者教育の推進

新たに選挙権を有することとなる生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、県内高校生に広報紙を配付するほか、生徒等の政治参加意識の向上を図れるよう、議員による出前講座や議員との座談会等の実施を行うもの。

(1) 高校生への議会広報紙の配布 上記1のとおり（再掲）

(2) 高等学校での出前講座

議員が高等学校へ直接出向き、高校生に対し主権者教育についての講座を開催

- ① 開催日時 令和4年7月12日(火)12:45～14:15
- ② 開催場所 富山第一高等学校（富山市向新庄町5-1-54）
- ③ 参加議員 澤崎議員、大門議員、瀬川議員、安達議員、針山議員、藤井議員、川上議員、岡崎議員、酒井議員、川島議員、井上議員、吉田議員、平木議員、瘡師議員、武田議員、山本議員、稗苗議員（17議員）

(3) 高校生との意見交換会

「高校生とやま県議会」の委員会活動の場を活用し、高校生との意見交換会を実施

- ① 開催日時 令和4年8月19日（金）11:15～12:00
- ② 開催場所 議事堂 2階大会議室 他
- ③ 参加高校生 県内高等学校等の生徒会代表40名（2年生）
- ④ 参加議員 津本議員、澤崎議員、瀬川議員、安達議員、針山議員、藤井議員、八嶋議員、川上議員、山崎議員、吉田議員、平木議員、山本議員（12名）

(4) 「富山県青年議会」合同学習会への参加

「富山県青年議会」の合同学習会(調査研究)に対する県議会議員による助言指導

- ① 開催日時 令和4年8月20日（土）13:30～15:00
- ② 開催場所 富山県総合体育センター会議室・大研修室
（富山市秋ヶ島183番地）
- ③ 参加青年議員 令和4年7月6日に組織された富山県青年議会40名
- ④ 参加議員 平木議員、澤崎議員、瀬川議員、大門議員、八嶋議員（5名）

議会運営における IT 活用の検討状況等について

1 タブレット端末等の利用について

(1) 6月定例会におけるタブレット端末、ディスプレイの試行利用に係る課題等を整理・検討

- ・電子化した資料を集約化する際のルール、ファイル名称のルール化等の改善
- ・予算特別委員会におけるディスプレイ利用に際し、使用する委員の判断により資料を映し出すのみの対応（資料配付しない）
- ・BOX（執行部で利用しているファイル共有サービス）の IT 委員による試行利用

(2) その他意見等

- ・本会議においては、配付される資料が少ないため、資料閲覧としてのタブレット利用の頻度は低いかもしれないが、質問答弁に関連した事項のインターネット検索等にも利用可能ということに留意
- ・会議の際にタイピング音が気になるという指摘もあり、周囲への配慮を求める等議員への周知も検討
- ・会議時のタブレット利用に際し、インターネットでの閲覧内容と会議との関連性が問われることもあるため、検索や閲覧に際しては、説明責任が果たせるよう留意
- ・予算特別委員会において、資料のディスプレイ投影操作については、他の議員等が行った方がよい

2 オンライン委員会について

(1) 全国状況の確認・検討（詳細は資料 4-2）

都道府県議会デジタル化専門委員会においてとりまとめられた「オンライン委員会報告書について－開会に当たって留意事項－」を参考に本県議会におけるオンライン委員会について検討（7月15日）

(2) 模擬委員会の実施

- ・IT活用検討委員会の場で模擬委員会を開催し課題を整理（8月4日）



3 今後の予定

- ・タブレット端末等の利用については、6月定例会試行時の意見を反映し、引き続き課題の把握・検討
- ・オンライン委員会については、委員会条例の改正、オンライン委員会マニュアルの整備に向け検討

オンライン委員会に係る検討事項について

1 オンライン委員会におけるパターンの整理

パターンA	パターンB	パターンC
○出席者		
正副委員長：委員会室 一部又は全委員：オンライン 〔 議会事務局：委員会室 執行部： 〃 傍聴者： 〃 〕	委員長又は正副委員長：オンライン 一部又は全委員：委員会室 〔 議会事務局：委員会室 執行部： 〃 傍聴者： 〃 〕	正副委員長：オンライン 委員：オンライン 〔 議会事務局：オンライン 執行部： 〃 傍聴者： 〃 〕
○議事内容 議案等について執行部から説明、委員と執行部との質疑応答、討論、採決		
※オンライン出席委員を映す大型ディスプレイが必要		

2 オンライン委員会開会の事由（既に規定整備済みは16都府県 → うち開会実績8都府県）

- ・新型コロナウイルス感染症等重大な感染症のまん延防止等（16都府県）
- ・大規模な災害発生等（13府県） ・育児、介護等（3府県）
- ・その他特に必要がある場合等（6県）

請求が開会事由に
該当するかの判断

3 オンライン委員会開会の手続

(1) 委員長がオンライン委員会の開会を決定する方法

- ・委員がオンライン出席を希望する旨を請求し、委員長がオンライン委員会開会決定後、オンライン出席を希望する委員が申請し委員長が許可（又はオンライン出席希望委員が届出）

(2) オンライン出席を希望する委員等が委員長に申請（届出）する方法

- ・オンライン出席を希望する委員が申請し、委員長が個別にオンライン出席を許可
- ・オンライン出席を希望する委員等が個別に届出

4 本人確認

- ・画面上に委員が映り本人の音声であるか等の確認
- ・委員長がオンライン出席委員の状態を確認できなくなったときは、その間、当該オンライン出席委員は委員会室の場から退室している扱い

投票による表決は
行うことができない
等の規定整備

5 採決

- ・映像で賛否が確認しやすいようオンライン出席する委員は挙手で表決
- ・他の委員の賛否に影響されないよう委員会室で出席する委員とオンライン出席する委員は同時に挙手させ、映像で賛否がわかりづらい場合は委員長が個別確認

6 通信障害が発生した場合の対応（パターンAの場合）

- ①委員長が休憩を宣告
- ②事務局職員がオンライン出席委員に電話等により状況確認
- ③通信環境が復旧した場合 → 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
通信環境が復旧しない場合 → 当該委員は欠席とし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

7 本県議会で実施する際のその他留意事項

- ・インターネット録画配信との調整
- ・ディスプレイ設置済みの大会議室において実施（状況を見極めた上で委員会室への設置を検討）

（参考） オンライン委員会について—開会に当たって留意すべき事項—
都道府県議会デジタル化専門委員会報告書（令和4年4月22日）
<http://www.gichokai.gr.jp/topics/2022/220422/index.html>

令和4年8月24日
議会事務局総務課

「議会災害時県議連絡メーリングリスト」等の送信テストの結果について

「安否確認・緊急連絡網システム」（防災・危機管理課所管）を活用して実施した「議会災害時連絡メーリングリスト」への送信テストの結果をご報告します。

1 昨年との変更点

今回のテストから安否確認の回答がない場合、15分毎にメールを3回送信しました。
(昨年は1回のみ)

※県内で震度6弱の地震が発生した場合、「安否確認・緊急連絡網システム」から同様のメールが自動配信されます。安否確認について未回答の場合、15分毎にメールが5回送信されます（職員も同様）。

2 送信テスト結果

(1) 令和4年7月21日（木）実施

区 分	人 数	備 考
安否確認回答	29人	うちFAX3人
安否確認未回答	9人	
計	38人	

※安否確認未回答の理由（聞き取り）

- ①メールが未到達 1人
②メールは確認したが、安否確認は未回答 8人

(2) 令和4年7月29日（金）実施 ※上記（1）安否確認未回答の9人を対象

区 分	人 数	備 考
安否確認回答	8人	うちFAX1人
安否確認未回答	1人	
計	9人	

3 反省点等

- ・ 2回目のテストでも未回答だった1人は、メールアドレスが変更されていたことが原因でした。新しいメールアドレスを「安否確認・緊急連絡網システム」に登録しました。
- ・ パソコンのメールアドレスが登録されていたために、回答が遅れたケースがありました。常時確認することができる携帯電話のメールアドレスであることを確認すべきでした。
- ・ 「アンケートに回答願います」という依頼方法では、回答が任意であるかのように誤解を招くおそれがありました。
- ・ 今後も年1回、メールアドレスの確認及び送信テストを実施します。

第 33 次地方制度調査会について

1 地方制度調査会について

- 内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議するため、内閣府の附属機関として設置
- 委員は、国会議員、地方六団体代表者、地方制度に関し学識経験のある者等で構成(30 人以内)
- 委員の任期は 2 年

2 第 33 次地方制度調査会について

(1) メンバー

学識経験者 18 名 (専門小委員会委員)

- 【会 長】市川 晃 住友林業(株)代表取締役
- 【副会長】大山礼子 駒澤大学教授
- 【委員長】山本隆司 東京大学教授 他 15 名

国会議員 6 名

- 谷 公一 衆議院議員
- 葉梨康弘 衆議院議員
- 重徳和彦 衆議院議員
- 馬場伸幸 衆議院議員
- 長峯 誠 参議院議員
- 江崎 孝 参議院議員

地方六団体 6 名

- 平井伸治 全国知事会会長
- 柴田正敏 全国都道府県議会議長会会長
- 立谷秀清 全国市長会会長
- 清水富雄 全国市議会議長会会長
- 荒木泰臣 全国町村会会長
- 南雲 正 全国町村議会議長会会長

(令和 4 年 6 月 3 日第 2 回総会時)

(2) 諮問事項

社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。

(3) 本会の主張

新型コロナウイルス感染症

- 地方と首都圏では人口密度などが異なるため、国は対策の基本的な枠組みを整備し、対応を地方に任せ、首長と議会が協力して臨機応変に対応できることが重要。
- 議会としてもコロナ関係補正予算を全都道府県で 837 件、意見書を 261 件議決するなど、重要な役割を果たしてきた（令和 2 年 1 月～同 3 年 12 月）。

DXの推進

- 住民から地方議会へ提出される請願書や、地方議会の声を国会に届ける意見書については、電子的な提出が認められていないため、受け取った請願書や意見書の整理、活用には手作業で入力等が必要。
- 提出者の利便性の向上、受け取り側の整理の効率化に向けた請願書や意見書の電子的提出の実現が必要。

その他必要な地方制度のあり方

- 地方議会は、議員のなり手不足、性別や年齢構成の偏りが課題。
- 令和 5 年の統一地方選挙までに、地方議会、地方議会議員について、次の 3 点を地方自治法に明確に規定していただきたい。
 - ・地方議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること
 - ・地方議会は、地方公共団体の意思決定を行うこと
 - ・地方議会議員は、住民の負託に応え、自らの判断と責任において、その職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うこと
- 地方公共団体の意思決定を行う地方議会の位置付け等を地方自治法に明文化することは次の 3 つの重要な意義を持つ。
 - ・議会とは何かを住民にしっかり理解いただく。
 - ・議員自らその重い責任をさらに強く自覚する。
 - ・女性や若者など多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていく。

(4) これまでの審議状況

総会

- 第1回（令和4年1月14日）：総理大臣諮問・総務大臣懇談等
- 第2回（6月3日）：審議項目の決定

専門小委員会

- 第1回（2月7日）：自由討議
- 第2回（3月10日）：厚生労働省、内閣官房、デジタル庁から諮問事項に関するヒアリング
- 第3回（4月13日）：地方六団体から諮問事項に関するヒアリング
- 第4回（4月28日）：審議項目（案）について討議
- 第5回（7月25日）：審議項目のうち、デジタル・トランスフォーメーション、新型コロナウイルス感染症対応等を中心に討議

(5) 審議項目（抜粋）

<審議項目>

1. 地方制度のあり方を調査審議するに当たり踏まえるべき、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等」及び「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点」として、何を捉えるべきか。
(略)
2. 1を踏まえ、「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」として、どのようなことが考えられるか。
(略)
3. 2のほか、「その他の必要な地方制度のあり方」として、どのようなことが考えられるか。
 - 地方議会の位置付けや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備など地方議会のあり方について、どのように考えるか。